

免除(全額免除・一部納付)制度

・本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請することにより保険料の納付が全額免除または一部納付(1/4納付・半額納付・3/4納付)となります。なお、一部納付制度は、納付すべき一部保険料を納めないと、免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

※保険料の納付と年金額の関係 (月額)

	定額保険料	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納める保険料	14,100円	0円	3,530円	7,050円	10,580円
年金額	全額	2/6で計算	3/6で計算	4/6で計算	5/6で計算

※全額免除および一部納付の期間(一部納付期間は納付した場合に限る)は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給要件としての資格期間に算入されます。

※将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。ただし、3年度目以降は、加算金がつきますので、早めの追納をおすすめします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい人は申請しましょう。

申請は、市役所国民年金班(西台志庁舎)・社会保険事務所で受け付けます。

免除の対象となる所得(収入)のめやす ※()内は給与所得者の年収ベース

世帯構成	平成19年度(平成19年7月～)の基準			
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

※免除制度は、本人だけではなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要です。

国民年金保険料の免除申請手続きはお早めに

平成19年度の免除申請は7月から受け付けます

問い合わせ先

熊本西社会保険事務所 国民年金課 ☎355-3261

合志市役所 健康づくり推進課 国保年金班(西台志庁舎) ☎242-1183

国民年金の保険料を納めることが難しい人は

国民年金保険料は月額14,100円(平成19年度)ですが、所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人が申請することで一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

対 象 者

- ①前年の所得(収入)が少ない人
※本人・配偶者・世帯主のそれぞれが退職、または所得が基準額以下であれば保険料が免除になります。
- ②失業、倒産、事業の廃止、天災などにあった人
- ③障害者または寡婦であって前年所得が125万円以下の人
- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
※生活保護法による生活扶助を受けている人は法定免除に該当し本人からの届出により保険料の全額が免除となります。

失業等を理由とするときは、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等が必要となります。詳しくは、最寄りの社会保険事務所まで個別にお問い合わせください。

また、30歳未満の人のための「若年者納付猶予制度」があります。この制度は、本人と配偶者の前年度の所得で判定されます。ただし猶予していた期間は、全額や半額免除と違って年金額には算入されません。こちらも10年以内であれば追納できますが、3年度目以降は加算金がつきます。

学生のための「学生納付特例制度」は、19年度は4月から受け付けをしています。学生納付特例制度は、在学証明書または、学生証が必要となります。

